

8 条例等

★千代田区立図書館条例

平成 18 年 6 月 27 日条例第 27 号

改正

平成 18 年 10 月 11 日条例第 39 号

平成 20 年 10 月 8 日条例第 31 号

平成 22 年 6 月 24 日条例第 14 号

千代田区立図書館条例

千代田区立図書館設置条例（昭和 61 年千代田区条例第 21 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、千代田区立図書館（以下「館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定め、もって区民等の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（図書館の設置）

第 2 条 千代田区に図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条の規定に基づき、館を設置する。

2 館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------------|-----------------------|
| 千代田区立千代田図書館 | 東京都千代田区九段南一丁目 2 番 1 号 |
| 千代田区立四番町図書館 | 東京都千代田区四番町 1 番地 |
| 千代田区立日比谷図書文化館 | 東京都千代田区日比谷公園 1 番 4 号 |

一部改正〔平成 22 年条例 14 号〕

（分館の設置）

第 3 条 千代田区立千代田図書館（以下「千代田図書館」という。）に分館を置く。

2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|----------------|-----------------------|
| 千代田区立昌平まちかど図書館 | 東京都千代田区外神田三丁目 4 番 7 号 |
| 千代田区立神田まちかど図書館 | 東京都千代田区神田司町二丁目 16 番地 |

（事業）

第 4 条 館は、次に掲げる事業を行う。

（1） 図書館法第 3 条の規定に基づく事業

（2） 前号に掲げるもののほか、館の目的達成のため必要な事業

（日比谷図書文化館の事業）

第 4 条の 2 千代田区立日比谷図書文化館（以下「日比谷図書文化館」という。）は前条の事業のほか、千代田区の郷土文化の向上発展に寄与することを目的とする事業を行う。

追加〔平成 22 年条例 14 号〕

(指定管理者による管理)

第5条 館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定の手続については、千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年千代田区条例第23号）の定めるところによる。

(管理業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 館の利用に関する業務

(2) 第4条に規定する事業の実施に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、館の運営に関し教育委員会が必要と認める業務

(開館時間等)

第7条 館の開館時間及び休館日は、指定管理者が、教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(館内利用の制限等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、館の利用を制限し、又は禁止することができる。

(1) 他の利用者の迷惑になると認められるとき。

(2) 館の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 館の設置目的に反するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により制限又は禁止を受ける者に対し、指定管理者はあらかじめその理由を明示しなければならない。

(付帯施設)

第9条 区民等の利用に供するため、千代田図書館及び日比谷図書文化館に、別表に定める付帯施設を置く。

追加〔平成18年条例39号〕、一部改正〔平成22年条例14号〕

(付帯施設の利用手続)

第10条 前条の付帯施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認（以下「利用承認」という。）に際し、管理上必要があると認めるときは、当該利用承認に条件を付することができる。

追加〔平成18年条例39号〕、一部改正〔平成22年条例14号〕

(利用の不承認)

第11条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、付帯施設の利用を承認しない。

(1) 第8条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき。

(2) 営利を目的とするものと認められるとき。

(3) 付帯施設に損害を与えるおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、館の管理上支障があると認められるとき。

追加〔平成18年条例39号〕

(利用料金)

第12条 館への入館及び館の資料の利用は、無料とする。

2 付帯施設の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の利用料金を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

追加〔平成18年条例39号〕

(利用料金の納入等)

第13条 利用承認を受けた者（以下「施設利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金をあらかじめ納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があり、かつ、納入が確実に認めるときは、後納することができる。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受するものとする。

追加〔平成18年条例39号〕

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、千代田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成18年条例39号〕

(利用料金の還付)

第15条 施設利用者が付帯施設を利用しなくなり、又は利用できなくなったときは、既納の利用料金は、還付する。ただし、指定管理者は、教育委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付しないことができる。

追加〔平成18年条例39号〕

(利用権の譲渡等の禁止)

第16条 施設利用者は、付帯施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

追加〔平成18年条例39号〕

(付帯施設の変更等の禁止)

第17条 施設利用者は、付帯施設の利用に際し、これに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成18年条例39号〕

(施設利用者による取消し等)

第18条 施設利用者が付帯施設の利用を取り消し、又は利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

追加〔平成18年条例39号〕

(利用承認の取消し等)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、利用承認の内容若しくは利用承認に付した条件を変更し、又は利用を中止させ、若しくは制限することができる。

(1) 前条の規定により施設利用者が利用の取消し又は利用内容の変更を申し出たとき。

(2) 施設利用者の利用が第11条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき。

(3) 施設利用者が利用承認の内容と異なる利用を行い、又は利用承認に付された条件を遵守しなかったとき。

(4) 施設利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則に違反し、又は施設利用者が指定管理者の指示に従わないとき。

(5) 施設利用者が偽りの内容により申請を行う等不正の手段により利用承認を受けたとき。

(6) 災害その他の事故により付帯施設を利用できなくなったとき。

(7) 公益上必要があると認めるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が館の管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により利用承認を取り消し、利用承認の内容若しくは利用承認に付した条件を変更し、又は利用を中止させ、若しくは制限した場合において施設利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償責任を負わないものとする。ただし、同項第8号に該当する場合は、この限りでない。

追加〔平成18年条例39号〕

(原状回復の義務)

第20条 施設利用者は、付帯施設の利用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。

2 前条の規定により利用承認を取り消され、又は利用を中止され、若しくは制限されたときも前項と同様とする。

追加〔平成18年条例39号〕

(損害の賠償)

第21条 館の資料、設備又は器具等を著しく汚損し、き損し、又は紛失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると教育委員会が認めるときは、その損害の賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成18年条例39号〕

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成18年条例39号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 千代田区役所の位置を定める条例(平成15年千代田区条例第23号)の施行の日までの間における第2条第2項の規定の適用については、同項の表千代田区立千代田図書館の項中「東京都千代田区九段南一丁目2番1号」とあるのは「東京都千代田区九段南一丁目6番11号」とする。

3 第5条に規定する指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行の日前にこれを行うことができる。

附 則(平成18年10月11日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、千代田区役所の位置を定める条例(平成15年千代田区条例第23号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千代田区立図書館条例第9条に規定する付帯施設の利用について必要な手続は、この条例の施行の日前にこれを行うことができる。

附 則(平成20年10月8日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年6月24日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、千代田区教育委員会規則で定める日から施行する。(平23教委規則16・平23.9.1施行)

(経過措置)

2 この条例による改正後の千代田区立図書館条例第2条に規定する千代田区立日比谷図書文化館に係る指定管理者の指定及び付帯施設の利用に関し必要な手続は、この条例の施行の日前にこれを行うことができる。

(千代田区立四番町歴史民俗資料館条例の廃止)

3 千代田区立四番町歴史民俗資料館条例(昭和61年千代田区条例第20号)は、廃止する。

別表(第9条、第12条関係)

| 館名 | 付帯施設名 | 限度額(1日当たり) |
|----------|-------|------------|
| 千代田図書館 | 研修室 | 1室 3,400円 |
| 日比谷図書文化館 | 大ホール | 150,000円 |
| | 小ホール | 40,000円 |
| | 会議室 | 1室 30,000円 |
| | 特別展示室 | 75,000円 |
| | 特別研究席 | 1席 1,800円 |

一部改正〔平成22年条例14号〕

★千代田区立図書館条例施行規則

平成 19 年 3 月 27 日教育委員会規則第 19 号

改正

平成 23 年 8 月 23 日教委規則第 17 号

千代田区立図書館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千代田区立図書館条例(平成 18 年千代田区条例第 27 号。以下「条例」という。)第 22 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用券の交付等)

第 2 条 千代田区立図書館(以下「図書館」という。)を利用しようとする者(次条の規定により貸出しを受けようとするものに限る。)は、住所、氏名等を確認する資料を提示して利用券の交付を受けなければならない。

2 利用券の交付を受けた者は、利用券を適切に管理し、これを譲渡してはならない。

3 利用券の交付を受けた者は、住所、氏名等に変更があったとき又は利用券を紛失し、若しくは盗難にあったときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

4 利用券は、紛失若しくは盗難の届出があったとき又はき損等により新たな利用券の交付を受けたときは、これを無効とする。

5 き損又は紛失により利用券の再交付を受けるときは、原則として再交付を受ける者が当該利用券の交付に係る費用を負担しなければならない。

一部改正〔平成 23 年教委規則 17 号〕

(図書館資料の貸出し)

第 3 条 図書館資料(図書館が所蔵する図書資料、視聴覚資料及び視聴覚資材をいう。以下同じ。)の貸出し(以下単に「貸出し」という。)は、利用券を提示した者に対して行い、利用券を提示しない者は貸出しを受けることはできない。

2 貸出しを受けた者は、当該貸出しを受けた図書館資料(以下「貸出資料」という。)を責任を持って返却しなければならない。

3 利用券に記名された者(以下「記名者」という。)以外の者が当該利用券の提示により貸出しを受けたときは、記名者は、貸出資料の返却について、当該貸出しを受けた者と連帯して責任を負わなければならない。ただし、当該記名者から前条第 3 項の規定による紛失又は盗難の届出があったときは、この限りでない。

4 図書館資料の貸出点数、貸出期間その他貸出しの内容については、指定管理者が別に定める。

(貸出しの特例)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、千代田区(以下「区」という。)内の地域、職場等に所在する団体であらかじめ別に定めるところにより登録を受けたもの及び大学図書館又は専門図書館等に対する貸出しについては、指定管理者が別に定めるところにより行うことができる。

一部改正〔平成 23 年教委規則 17 号〕

(貸出しの制限等)

第 5 条 指定管理者は、貸出しを受けた者が、貸出資料の取扱いを適切に行っていないと認めるとき又は故意に返却しないときは、当該貸出しを受けた者に対し、以後の貸出しを制限し、又は貸出しをしないことができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、現に貸出中の図書館資料について、当該貸出しを受けている者に対し、貸出期間満了前に返還を求めることができる。

3 図書館資料のうち貴重なものその他指定管理者が特に指定したものについては、貸出しを制限することができる

(付帯施設の利用申込み)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項の規定により図書館の付帯施設を利用しようとする者は、あらかじめ利用申込書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申込みは、次の各号に掲げる付帯施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内にしなければならない。

(1) 大ホール 利用しようとする日(以下この項において「利用希望日」という。)の属する月の 7 か月前の 1 日から利用希望日の前日まで

(2) 特別展示室 利用希望日の属する月の 6 か月前の 1 日から利用希望日の前日まで

(3) 特別研究席 利用希望日当日

(4) 前 3 号以外の付帯施設 利用希望日の属する月の前月の 1 日から利用希望日の前日(指定管理者が適当と認めるときは利用希望当日)まで

一部改正〔平成 23 年教委規則 17 号〕

(利用の承認)

第 7 条 利用の承認は、申込みの順序によるものとし、同時に申請があったときは、抽選による。

2 指定管理者は、前項の規定により利用を承認したときは、利用承認書を交付する。

(利用料金の申請)

第 8 条 条例第 12 条第 3 項の規定により指定管理者が付帯施設の利用料金を定め、又は改定しようとするときは、千代田区立図書館付帯施設利用料金制定(改定)申請書(第 1 号様式)により千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請の内容が適切と認めるときは、当該申請を承認し、千代田区立図書館付帯施設利用料金承認書(第 2 号様式)により指定管理者に通知するものとする。

一部改正〔平成 23 年教委規則 17 号〕

(利用料金の減免)

第 9 条 条例第 14 条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者が自ら利用するとき又は区が公益のために利用する場合で、指定管理者が必要と認めるとき 免除

(2) 前号のほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき 指定管理者が必要と認める相当額を減額又は免除

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、利用申込書を提出の際、利用申込書にその理由を記入して、指定管理者の承認を得なければならない。

一部改正〔平成 23 年教委規則 17 号〕

(利用料金の還付等)

第10条 条例第15条の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付請求書を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第15条ただし書の規定により利用料金を還付しない場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第19条第1項第1号から第5号までのいずれかの規定により利用承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは制限したとき 既納の利用料金の全額
- (2) 利用承認を受けた者の都合により利用しなかった場合で利用日の前日（大ホール及び特別展示室は3か月前）までに利用の取消しの申出がなかったとき 既納の利用料金の全額
- (3) 大ホール及び特別展示室の利用承認を受けた者の都合により利用しなかった場合で利用日の3か月前までに利用の取消しを申し出たとき 既納の利用料金の5割相当額
- (4) 利用承認を受けた者の都合により利用承認時間帯の中途までしか利用しなかったとき 既納の利用料金の全額
- (5) 利用承認時間帯の3分の2を超えた時点で利用できなくなったとき（前号に該当する場合を除く。） 既納の利用料金の全額
- (6) 利用承認時間帯の2分の1を超え3分の2を経過しない時点で利用できなくなったとき（第4号に該当する場合を除く。） 既納の利用料金の5割相当額

一部改正〔平成23年教委規則17号〕

（利用承認の取消し等）

第11条 条例第18条の規定により利用の取消し又は変更をしようとする者は、利用取消・変更申出書に利用承認書を添えて指定管理者に申し出なければならない。

2 指定管理者は、条例第19条の規定又は前項の申し出により利用承認を取り消し、又は変更するとき、利用承認取消・変更通知書により通知するものとする。

（利用者の義務）

第12条 図書館の利用者は、その利用について係員の指示に従わなければならない。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営について必要な事項は、別に定める。

2 この規則に定める利用申込書等の様式（第1号様式及び第2号様式を除く。）は、指定管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、千代田区立図書館条例の一部を改正する条例（平成18年千代田区条例第39号）の施行の日から施行する。

（千代田区立図書館館則の廃止）

2 千代田区立図書館館則（昭和61年千代田区教育委員会規則第8号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行日以後の千代田図書館研修室の利用について必要な手続は、この規則の施行の前日にこれを行うことができる。

4 この規則の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の千代田区立図書館館則第6条の規定により交付された貸出券は、平成20年3月31日までの間に限り、第2条の規定により交付された利用券とみなす。

附 則（平成23年8月23日教委規則第17号）

この規則は、千代田区立図書館条例の一部を改正する条例（平成22年千代田区条例第14号）の施行の日から施行する。

第1号様式

（第8条関係）

追加〔平成23年教委規則17号〕

第2号様式

（第8条関係）

追加〔平成23年教委規則17号〕

★千代田区立図書館利用規程

平成19年4月1日
千代田図書館長決定

目次

第1章 総則（第1条—第14条）

第2章 千代田図書館・四番町図書館・千代田図書館分館（第15条—第22条）

第3章 日比谷図書文化館（第23条—第29条）

第4章 その他（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この利用規程は、千代田区立図書館条例（平成18年千代田区条例第27号）第2条及び第3条の規定に基づき、千代田区立千代田図書館（以下「千代田図書館」という。）、千代田区立四番町図書館（以下「四番町図書館」という。）、千代田区立日比谷図書文化館（以下「日比谷図書文化館」という。）及び千代田区立千代田図書館分館（以下「千代田図書館分館」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この利用規程における、次の各号に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

- （1）館 千代田図書館、四番町図書館、日比谷図書文化館及び千代田図書館分館をいう。
- （2）図書館資料 図書・情報資料、視聴覚資料及び視聴覚資料をいう。
- （3）図書・情報資料 一般図書、記録、官報、公報、地図、新聞、雑誌、地域資料、行政資料、紙芝居、デジタルコンテンツ等をいう。
- （4）視聴覚資料 CD、ビデオ、DVD、カセットテープ等をいう。
- （5）視聴覚資料 映写機、液晶プロジェクター、スクリーン等をいう。

（館内利用における禁止行為）

第3条 利用者は、図書館内において次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）危険物及び大きな荷物の持ち込み
 - （2）酒気帯びでの入館
 - （3）居眠り
 - （4）喫煙、飲食（特に認めた場合を除く）
 - （5）他人へ不快感を与える異臭、汚臭
 - （6）調査・研究、読書を目的としない閲覧席の長時間占有（荷物による場合も含む。）
 - （7）資料などの無断持ち出し
 - （8）施設及び設備の汚損、破損
 - （9）その他、他人に不快感、迷惑を及ぼす行為
- 2 千代田図書館長又は日比谷図書文化館長は、前項の行為を行った者、又はこれらの規定に基づく職員等の指示に従わない者に対しては、館の利用を制限し、又は禁止することができる。
- 3 前項の規定により制限、又は禁止をする場合は、千代田図書館長又は日比谷図書文化館長はあらか

じめその理由を明示しなければならない。

（利用者登録手続）

第4条 図書館資料の館外貸出し等を受けようとする者は、貸出券の交付を受けなければならない。

2 貸出券の交付を受けるには、貸出券発行（変更）申込書に、公的機関等が発行した氏名・住所等の確認が出来るものを添えて千代田図書館長に提出し、利用者登録しなければならない。

3 貸出券の交付を受けた者は、登録事項に変更があったとき、又は貸出券を紛失、若しくは盗難にあったときは、速やかに千代田図書館長に届け出なければならない。

4 貸出券は、最終の貸出日から2年間利用がないとき、紛失若しくは盗難の届出があったとき、又は汚損などにより新たな貸出券の交付を受けたときは、これを無効とする。

5 貸出券の交付を受けた者は、貸出券を適切に管理し、これを譲渡してはならない。

（貸出しの手続）

第5条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用者登録し交付された貸出券を提示しなければならない。

2 貸出しを受けた者は、当該資料（以下「貸出資料」という。）を責任持って返却しなければならない。

3 貸出券に記名された者（以下「記名者」という。）以外の者が当該貸出券の提示により貸出しを受けたときは、記名者は、貸出資料の返却について、当該貸出しを受けた者と連帯して責任を負わなければならない。ただし、当該記名者から前条第3項の規定による紛失、又は盗難の届出があったときは、この限りでない。

（貸出しの範囲）

第6条 提示された貸出券1枚につき貸出せる図書館資料の数は、別表1のとおりとする。

2 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から14日以内とする。ただし、当該貸出期間内に期間延長の申請があった場合は、貸出予約がなされていないものに限り、1回のみ7日を限度としてこれを延長することができる。

（貸出しの特例）

第7条 千代田区内の地域、職場などに所在する団体であらかじめ別に定めるところにより登録を受けた団体及び館と相互協力関係にある大学図書館、又は専門図書館などに対する貸出しについては、千代田区立図書館団体貸出実施要綱の定めるところによる。

2 展示、出版等による長期貸出し及び禁帯出資料の貸出しについては、千代田区立図書館特別貸出実施要項の定めるところによる。

（貸出しの制限）

第8条 千代田図書館長又は日比谷図書文化館長は、貸出しを受けた者が、当該資料の取扱いを適切に行っていないと認める場合、又は故意に1か月以上返却しない場合は、当該者に対し、以後の貸出しを制限、又は停止することができる。

2 千代田図書館長又は日比谷図書文化館長は、特に必要と認める場合は、現に貸出し中の図書館資料について、当該貸出しを受けている者に対し、貸出期限前に返還を求めることができる。

3 その他千代田図書館長又は日比谷図書文化館長が特に指定したものについては閲覧、貸出しを制限することができる。

（閉架資料の利用）

第9条 閉架書庫の図書館資料を利用しようとする者は、千代田図書館長又は日比谷図書文化館長に事

前に利用の申請をするものとする。

(複写及び複製)

第10条 図書館資料の複写及び複製を希望する者は、著作権法第31条の定める範囲で複写及び複製を受けることができる。

2 図書館資料の複写及び複製については、千代田区立図書館複写及び複製サービス実施要綱の定めるところによる。

(行政支援サービスの利用)

第11条 行政支援サービスを利用する者は、あらかじめ千代田図書館資料貸出申込書(行政支援用)を提出し、千代田図書館長の承認を得るものとする。

2 図書館資料の行政支援サービスの利用方法は、千代田区立図書館における行政資料の収集及び行政支援サービスに関する運営要綱の定めるところによる。

(障がい者サービスの利用)

第12条 障がい者サービスを利用する者は、利用申請書を提出し、千代田図書館長又は日比谷図書館文化館長の承認を得るものとする。

2 障がい者サービスの利用方法は、千代田区立図書館障がい者サービス実施要綱の定めるところによる。

(損害の賠償)

第13条 千代田図書館長又は日比谷図書館文化館長は、図書館資料、館の設備、又は器具などを著しく汚損し、き損し、又は紛失した者に対して、同一若しくは同等の物品、又は相当金額をもって賠償をさせるものとする。ただし、やむを得ない事由があると認められた場合はこの限りでない。

(寄贈)

第14条 図書館資料を寄贈しようとする者は、その目録を添え、千代田図書館長又は日比谷図書館文化館長に申し出をするものとする。

2 寄贈に係る費用は、寄贈者の負担とする。ただし、千代田図書館長又は日比谷図書館文化館長が認めた場合はこの限りでない。

第2章 千代田図書館・四番町図書館・千代田図書館分館

(事業)

第15条 千代田図書館、四番町図書館及び千代田図書館分館は、千代田区立図書館条例第6条の規定に基づき、次の事業を行う。

1 各館共通事業

- (1) 図書館資料の整理及び保管
- (2) 図書館資料の館内利用及び館外利用業務
- (3) 他の図書館との図書館資料の相互貸借
- (4) その他、館の目的達成のために必要な事業

2 千代田図書館及び四番町図書館共通事業

- (1) 図書館資料の収集
- (2) 地域資料及び行政資料の整理及び保管

3 千代田図書館事業

- (1) 図書館資料の調査研究、案内及び利用等についての相談業務
- (2) 他の図書館、学校等の支援、連絡及び協力
- (3) 講習、展示、講演、お話し会等の図書館利用の促進に係る事業
- (4) 千代田区地域振興に向けた関連機関との連携及び企画展等の開催
- (5) 図書館作成資料の販売
- (6) 図書館資料と同等品等の入手斡旋
- (7) 図書、出版物等の研究及び資料作成空間の提供
- (8) 付帯施設等の管理及び利用承認

4 四番町図書館事業

- (1) 図書館資料の案内及び利用等についての相談業務
- (2) 展示 お話し会等の図書館利用の促進に係る事業

5 千代田図書館分館事業

- (1) 図書館資料の案内等
(開館時間及び休館日)

第16条 開館時間及び休館日は、別表2及び3のとおりとする。

2 千代田図書館長は、図書館資料の特別整理など、特に必要があると認めるときには、千代田図書館、四番町図書館及び千代田図書館分館の開館時間を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(千代田図書館こどもひろばの利用)

第17条 こどもひろばを利用する者は、貸出券を提示のうえ、利用申請書を提出し、千代田図書館長の承認を得るものとする。

2 こどもひろばの利用については、千代田図書館こどもひろば運営要綱の定めるところによる。

(千代田図書館研修室の利用)

第18条 千代田図書館研修室を利用する者は、貸出券を提示のうえ、研修室利用申請書を提出し、千代田図書館長の承認を得るものとする。

2 研修室の利用については、千代田図書館研修室の利用に関する運営要綱の定めるところによる。

(千代田図書館一般閲覧席でのインターネットの利用)

第19条 千代田図書館一般閲覧席でのインターネットの利用については、千代田図書館でのインターネットの利用に関する要綱の定めるところによる。

(千代田図書館インターネット席の利用)

第20条 千代田図書館インターネット席を利用する者は、貸出券を提示し、インターネット席の利用の承認を得るものとする。

2 インターネット席の利用については、千代田図書館インターネット席の利用に関する要綱の定めるところによる。

(千代田図書館AVブース席の利用)

第21条 千代田図書館長AVブース席を利用する者は、貸出券を提示し、AVブース席の利用の承認を得るものとする。

2 AVブース席の利用については、千代田図書館AVブース席の利用に関する要綱の定めるところによる。

(千代田図書館キャレル席の利用)

第22条 千代田図書館キャレル席を利用する者は、貸出券を提示し、キャレル席の利用の承認を得るものとする。

2 キャレル席の利用については、千代田図書館キャレル席の利用に関する要綱の定めるところによる。

第3章 日比谷図書文化館

(事業)

第23条 日比谷図書文化館は、千代田区立図書館条例第6条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集
- (2) 地域資料及び行政資料の整理及び保管
- (3) 図書館資料の整理及び保管
- (4) 図書館資料の館内利用及び館外利用業務
- (5) 図書館資料の調査研究、案内及び利用等についての相談業務
- (6) 他の図書館等との連絡及び協力
- (7) 他の図書館との図書館資料の相互貸借
- (8) 講習、展示、講演等の図書館利用の促進に係る事業
- (9) 千代田区地域振興に向けた関連機関との連携及び企画展等の開催
- (10) 図書館資料と同等品等の販売
- (11) 図書、出版物等の研究及び資料作成空間の提供
- (12) 付帯施設等の管理及び利用承認
- (13) その他、館の目的達成のための必要な事業

(開館時間及び休館日)

第24条 開館時間及び休館日は、別表2及び3のとおりとする。

2 日比谷図書文化館長は、所蔵資料の特別整理など、特に必要があると認めるときには、館の開館時間を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(大ホールの利用)

第25条 大ホールを利用する者は、貸出券を提示のうえ、大ホール利用申請書を提出し、日比谷図書文化館長の承認を得るものとする。

2 大ホールの利用については、日比谷図書文化館大ホールの利用に関する運営要綱の定めるところによる。

(小ホール及び会議室の利用)

第26条 小ホール及び会議室を利用する者は、貸出券を提示のうえ、小ホール及び会議室利用申請書を提出し、日比谷図書文化館長の承認を得るものとする。

2 小ホール及び会議室の利用については、日比谷図書文化館小ホール及び会議室の利用に関する運営要綱の定めるところによる。

(特別研究席の利用)

第27条 特別研究席を利用する者は、貸出券を提示のうえ、特別研究席利用申請書を提出し、日比谷図書文化館長の承認を得るものとする。

2 特別研究席の利用については、日比谷図書文化館特別研究室の利用に関する運営要綱の定めるところによる。

ろによる。

(日比谷図書文化館一般閲覧席でのインターネットの利用)

第28条 日比谷図書文化館一般閲覧席でのインターネットの利用については、日比谷図書文化館でのインターネットの利用に関する要綱の定めるところによる。

(日比谷図書文化館インターネット席の利用)

第29条 日比谷図書文化館インターネット席を利用する者は、貸出券を提示し、インターネット席の利用の承認を得るものとする。

2 インターネット席の利用については、日比谷図書文化館インターネット席の利用に関する要綱の定めるところによる。

第4章 その他

(委任)

第30条 この利用規程の施行について、別に定めるもののほか、必要な事項は千代田図書館長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月27日千代田図書館規程第4号)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月26日千代田図書館規程第5号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月26日千代田図書館規程第6号)

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月4日千代田図書館規程第7号)

この規則は、平成23年11月4日から施行する。

附 則 (平成24年5月1日千代田図書館規程第8号)

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

| 図書館資料 | 区内在住者 | 区外在住者 |
|--------------|-------|-------|
| 図書／紙芝居／雑誌 | 10 点 | 5 点 |
| CD／カセットテープなど | 3 点 | 3 点 |
| DVD／ビデオなど | 2 点 | 2 点 |

別表 2 (第 16 条及び第 24 条関係)

| | | |
|----------|--|------------------------|
| 千代田図書館 | 月曜日から金曜日まで | 午前 10:00 から午後 10:00 まで |
| | 土曜日 | 午前 10:00 から午後 7:00 まで |
| | 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日～12 月 31 日 | 午前 10:00 から午後 5:00 まで |
| 四番町図書館 | 月曜日から金曜日まで | 午前 9:00 から午後 8:00 まで |
| | 土曜日 | 午前 9:00 から午後 7:00 まで |
| | 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日、12 月 30 日 | 午前 9:00 から午後 5:00 まで |
| 日比谷図書文化館 | 月曜日から金曜日まで | 午前 10:00 から午後 10:00 まで |
| | 土曜日 | 午前 10:00 から午後 7:00 まで |
| | 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 | 午前 10:00 から午後 5:00 まで |
| 千代田図書館分館 | 全日 | 午前 9:00 から午後 8:00 まで |
| | 12 月 29 日、12 月 30 日 | 午前 9:00 から午後 5:00 まで |

別表 3 (第 16 条及び第 24 条関係)

| | |
|----------|---|
| 千代田図書館 | 毎月第 4 日曜日、 1 月 1 日から 1 月 3 日までの日 |
| 四番町図書館 | 毎月第 1 日曜日、 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日 |
| 日比谷図書文化館 | 毎月第 3 月曜日、 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 |
| 千代田図書館分館 | (昌平まちかど図書館) 毎月第 2 日曜日、 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日 |
| | (神田まちかど図書館) 毎月第 3 日曜日、 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日 |